

第9回東京都人権施策に関する専門家会議議事概要

開催日時：令和4年1月18日（火曜日） 16時～18時

開催場所：東京都庁第一本庁舎 33階北塔特別会議室 N5（web会議併用）

《出席》 石渡和実委員、江上千恵子委員、大江近委員、後藤千恵委員、
佐藤佳弘委員、戸松秀典委員、東優子委員、菱山謙二委員、
本澤巳代子委員、山脇啓造委員（以上10名全員出席）

○ 議題

- (1) 都における人権啓発等について
- (2) 東京都同性パートナーシップ制度（仮称）について

●議題2を非公開決定

議題2については、都において検討中の施策であって、現時点でこの議論を公にした場合、不当に都民の間に混乱を生じさせるおそれがある等、社会的な影響が大きいと考えられるため、「東京都人権施策に関する専門家設置要綱」の第4条第3項に基づき非公開とする。

◎議題1 都における人権啓発等について

- 人権啓発事業について担当から概要説明（資料3）
- 委員からの主な意見（最近の人権課題認識についての意見を含む）
 - ・小学生が描いたポスターを電車内の広告に使用するなど、子供を巻き込んだ啓発の取り組みはとても良い。
 - ・人権問題を自分の問題として捉えるような啓発や学習の転換が必要。
 - ・人権教育啓発には、知る、自ら人権問題に気づく、気がついて何かしなければならないと思う段階から、意図的に行動ができる段階、最後は自然に行動できる段階へ成長発展するのが良い。
 - ・大事なことは、マイノリティが生活しやすい社会とは、誰にとっても生活しやすいのだという認識と、人権問題は人が人をいじめるいじめの問題だという認識が必要。
 - ・人権教育においては、社会的弱者というイメージをすり込んでしまうような面もあるが、弱者を固定化するのではなく、人権というのは自分も含めたみんなに関わる問題な

のだということを知る上で、小学生の段階から自分の権利について知る、知った上で人権というのはみんなのものなのだという考えにつながる教育がされたらよい。

- ・啓発資材は知識も必要だが、感性に訴えるところがないと、その知識が行動に結びつかない。
- ・啓発動画などについて効果を確認する必要がある。
- ・コロナの影響で人権プラザの体験型の展示などが全くなくなってしまったが、感染予防をしっかりと、できるだけやめないで残してほしい。
- ・パラリンピックが開かれ、パラリンピアン活躍が色々なところで紹介されるようになって、障害がある方への意識というのが変わってきているというのを実感している。
- ・人権侵害は障害とか高齢とか分野別ではなくて、複合しているというのを感じるので、複合的な課題にどう取り組むかというようなことが課題である。
- ・啓発事業において特にインターネットの活用をもっと進めてほしい。
- ・TikTok は、10代のメディアとしてインパクトがあるので、導入を検討してほしい。
- ・動画は広報効果が高いので、これから進めてほしい。
- ・YouTube は、相手が興味を持ったときに情報を取りに来るアクセス待ちであるため、こちらから見せるという施策が必要である。
- ・啓発動画は視聴回数を増やすことが重要。学校での授業や都が行うセミナー等の開始前や休憩時間に流すなど、こちらから見せに行くという施策を考えてほしい。
- ・インターネットにおける人権侵害での課題の一つは被害者の救済である。中傷の投稿の削除に繋がる施策を考えてほしい。
- ・ヒューマンライツ・フェスタにおける「大学生のプレゼンコンテスト」で最優秀賞を取ったグループに、副賞（提言を実施するための資金）があれば、より学生の励みになる。
- ・動画は、長過ぎると途中で飽きる人もいるので、短いものも併せて作るとよい。
- ・インタビューなどもワンセッションずつ区切れれば、時間も短くなり、見やすくなるのではないか。
- ・人権プラザの発明プロジェクトの動画がとても面白かった。NPOの方や当事者の方、一般の人たちが実際に一緒になって考えると面白いアイデアが出てくる。たくさんPRして多くの人に見ていただくのが東京都としてもよい。
- ・コロナ禍で経済的に困窮している人たちがとても増えている。例えばSNS上などで、福祉行政の情報だけでなく民間の情報も含めて伝えていくプラットフォームや、困っている人同士がつながれるようなプラットフォームを作るなど、民間の知恵を集めなが

ら、対処していくことが望ましい。

◎議題2 東京都同性パートナーシップ制度（仮称）について

●都の制度の考え方等について担当から概要説明

●委員からの主な意見

- ・パートナーシップ制度に法的な効果はないとのことだが、自治体が運用する制度であるため、一定の効果が生じるものと考えられる。
- ・現在、130超の自治体がパートナーシップ制度を運用しているが、実効力がないというのが一番の問題である。
- ・パートナーシップ制度が婚姻制度と異なるというのは当然のことであり、この点を強調する必要はないと考える。
- ・法制度として同性婚を認める方向であるべきと思っている。
- ・独身でなければ本制度の対象者として認められないということだが、例えば離婚が成立していないものの、別居している等、事実上離婚状態にあるという事例もある。このような場合に本制度の対象とならないということでのよいのか疑問に思った。
- ・東京都は非常に影響力があるので、パートナーシップ制度導入の動きは大変好ましい。
- ・条例でこれを積み重ねていくこと、それはそれで意味があると思うが国での法的な議論なしでいつまでやっていくのか。
- ・対象者をいずれか一方が性的マイノリティとするとのことだが、国立市のように性的マイノリティに限定しない制度にも大きな意義がある。対象者の門戸を広げることによって、我々の把握できていない新たな課題が可視化されることにつながると思う。
- ・本制度は、性的マイノリティに関する啓発的な役割も果たすことになるため、パートナーの定義をより明確にしておく必要がある。
- ・本制度の利用によってどのようなメリットがあるのかを明示する必要がある。
- ・多様性と調和を推進する東京においては、里親制度に登録する同性パートナーへの子供の委託が進むことが望ましい。
- ・異性を愛する人が正常で同性を愛する人が正常ではないという社会認識を払拭しなければならない。都民一人一人が、性的マイノリティに関する正確な理解に基づき、自分の問題として捉え、自分に何ができるのかを考えられるような啓発が必要ではないか。
- ・通勤・通学者も対象者とするならば、昼間人口が多い東京の特徴を踏まえ、困りごとのある人を広く助けたいという趣旨等を丁寧に説明し、都民への説明責任を果たす必要があるだろう。